

質問期間：令和6年2月13日～2月29日 回答掲載日：令和6年3月13日

1 医療保護入院について（回答について厚生労働省に確認済み）

NO	質問	回答
1	<p>医療保護入院同意書につきまして、現在3枚複写のものを同意者の方に記載してもらっていますが、今後はダウンロードして使用をとのことでしたが、1枚記入してもらい、コピーを2枚管轄の保健所へ送付するのによろしいでしょうか？それとも3枚それぞれ同意者の方に記載していただく必要がありますでしょうか？もしくはカーボン用紙を挟んで記載していただく等の対応も可能ですか？（高齢なご家族も多いため、3枚記載していただくのはかなりの負担です。） 上記同様に、医療保護入院の更新に関する家族等同意書の対応も教えてください。</p>	<p>コピーや複写の対応で差し支えありません。</p>
2	<p>医療保護入院入院届につきまして 指定医の署名は3枚とも必要ですか？1枚署名したものをコピーして提出することは可能でしょうか？</p>	<p>コピーや複写の対応で差し支えありません。</p>
3	<p>資料P34で、地域の障害福祉サービス事業者を追加とありますが、この地域の障害福祉サービス事業者とはどのようなところを想定していますか。 また、市内にそういった事業所がない場合の対応はどのように想定していますか。（精神に係る障害福祉サービス事業の受け皿が少なく、対応をお願いできない場合があるため。）</p>	<p>地域の障害福祉サービス事業者とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助に係る事業を行う者をいいます。（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）第5条第1項より） なお、そういった事業者がない場合は、精神保健福祉法第29条の7に規定される、その他の者を紹介します。</p>
4	<p>別添様式1「医療保護入院者退院支援委員会開催通知」はいつ本人・家族に公布したらいいですか。</p>	<p>十分な日時の余裕を持って審議対象となる医療保護入院者に通知することとされています。（「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（令和5年11月27日障発1127第7号）第4、4開催方法）</p>
5	<p>医療保護入院から10日以内に県へ届け出るのは、医療保護入院者の入院届と家族等同意書だけでいいでしょうか。今まで提出していた入院診療計画書の添付は必要ないですか。</p>	<p>この度の法改正により「医療保護入院者の入院届」の様式変更され、選任された退院後生活環境相談員の氏名を記載する項目が増えたこと、入院診療計画書の添付を求める項目が除かれたことから、県への届出は入院届と家族等同意書のみで構いません。</p>
6	<p>退院支援委員会の構成員は、令和5年11月27日の「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」にあるように、1医療保護入院者の主治医、2看護職員、3当該医療保護入院者について選任された退院後生活環境相談員、4 1から3以外の病院の管理者が出席を求める病院職員、の最低4人が必ず必要ということでしょうか。 4の「管理者が出席を求める病院職員」は、管理者が誰も出席を求めない場合はどうしたらいいでしょうか。</p>	<p>4について、該当者がいなければ出席は必要ありません。</p>
7	<p>「医療保護入院の入院期間の更新に際してのお知らせ」どのタイミングで渡すのが良いでしょうか。交付する期限はありますか。また、入院期間の更新時、医療保護入院者退院支援委員会に家族が参加し、通知を同日書面にて交付した場合、家族への医療保護入院の入院期間の更新に際してのお知らせはいつ交付したら良いでしょうか。特に期限はありませんか。</p>	<p>交付する期限に定めはありませんが、入院期間の更新がされてから遅滞なく交付することが適切です。</p>
8	<p>みなし同意かどうかにかかわらず、退院支援委員会は、入院期間満了日の1ヶ月前から2週間前の期間に開催する必要があるということでしょうか。</p>	<p>当該入院期間満了日の1か月前から当日までの間に行うこととされています。（「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（令和5年11月27日障発1127第7号）第4、2対象者及び開催時期）</p>

9	<p>家族が患者との関わりを拒否する意思を明確に示し、入院期間延長を市町村長による同意で行った場合、次の入院期間延長の手続きのときも家族へ関わり拒否の意向を確認する必要がありますか。その後の延長手続きのたびに家族への入院期間の更新の意向を確認する必要がありますか。その場合、電話やメールでの意向確認でいいのでしょうか。</p>	<p>入院期間の更新をする場合、改めて入院期間を更新することについて、当該家族の意向を確認する必要があります。（「改正精神保健福祉法の施行に伴うQ&amp;Aについて」（令和5年11月27日事務連絡）問3-3）</p>
10	<p>「医療保護入院の入院期間の更新に関する通知」について、発出した日はどのように証明したら良いのでしょうか。〇月〇日に通知した旨をカルテに記載したらよいのでしょうか。それとも通知に記述する日付で良いのでしょうか。</p>	<p>証明方法についての定めはありません。</p>
11	<p>「事前の指定医診察」で医療保護入院の継続が必要と判断された場合、同日中に退院支援委員会を開催しても良いのでしょうか。</p>	<p>特に定めはありませんので、同日中に退院支援委員会を開催しても差し支えありません。</p>
12	<p>指定医診察と退院支援委員会の順番について          施行日前からの入院者は、更新時の動きは、指定医の診察→退院支援委員会という順番になっているが、2024年4月1日以降の新規入院者が入院の更新を行う際、指定医診察と退院支援委員会の順番に関して特に定めがない。なぜ、施行日入院者だけ、指定医の診察→退院支援委員会という順番になっているのか教えてください。</p>	<p>施行日時点入院者については、まずは、一部改正法附則第12条第1項において、引き続き医療保護入院が必要かどうかについて、精神保健指定医に診察させなければならないこととされており、同条第2項において、当該診察の結果、なお医療保護入院が必要とされた者については、精神科病院の管理者は、法第33条第6項（第1号を除く。）から第9項までの規定の例により、その者を引き続き入院させることができるとされています。（令和5年12月19日全国説明会における質問事項への回答）</p>
13	<p>家族の意思確認の様式について          家族が「同意をしない」「同意も不同意もしない」ことを確認するための様式を国または県が準備するのか。          例えば「同意をしないことの確認書」や「同意も不同意もしない確認書」などを準備するのか。国や県が準備しない場合、医療機関が独自に準備して良いのでしょうか。</p>	<p>県において様式等の作成予定はありません。医療機関において独自にご準備いただいて差し支えありません。</p>
14	<p>施行日前入院者の経過措置期間（4月から9月）における退院支援委員会の開催は、従前通り「推定退院日の概ね前後2週間に実施する」という解釈で良いのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
15	<p>本人への医療保護入院の更新のお知らせについて、どのタイミングで渡すのが良いのか。R6年3月末時点で入院されている方の場合、表でそれぞれ時期を決めておられるが、その月の月末でいいのか？</p>	<p>医療保護入院の入院期間が更新されてからお渡しください。なお、令和6年4月1日時点入院者を継続入院させる場合は、改正省令第5条に定める期限までに所定の手続きが必要です。</p>

16	平成26年以前の医療保護入院患者で、全く退院支援（委員会）が必要な患者については、今後どのように対応したらいいのか？（報告等） （令和6年4月以降はどのように対応すればいいのか？）	施行日時点入院者について、推定入院期間を設定していない場合は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の公布等について（令和5年11月27日障発1127第1号）第二の二令和6年10月以降の取扱いどおり手続きをお願いします。
17	現時点では、特段の変化のない医療保護入院患者の退院後支援委員会の開催は、1年ごとで良かったが、今後どのように対応したらいいのか？ （令和6年4月以降はどのように対応すればいいのか？）	退院支援委員会の審議は入院期間の更新及び継続入院に際して必要な条件とされています。開催時期等については「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（令和5年11月27日障発1127第7号）第4医療保護入院者退院支援委員会の開催のとおりです。 施行日時点入院者については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の公布等について（令和5年11月27日障発1127第1号）第二 施行日時点入院者に係る経過措置（改正省令第5条関係）のとおりです。
18	施行日時点入院者が令和6年10月以降に初めて継続入院となる場合、入院期間更新届の「入院届又は前回の入院期間更新届での入院期間」の欄は記載しなくて良いか。	お見込みのとおりです。
19	医療保護入院に関する家族等同意書において、同意者の氏名を記載することとなり、※印の部分に親権者が両親の場合は、原則として両親とも署名の上記載してください。とあるが、同意者が親権者でない場合は署名でなく、記名でよろしいか。	お見込みのとおりです。
20	施行日時点入院者において、更新届の提出は継続入院させることとした日の翌日を起算して10日以内となるが、継続入院させることとした日とは、退院支援委員会を開催した日になるか、または「改正精神保健福祉法の施行に伴うQ&Aについて」（令和5年11月27日事務連絡）問3-16の答にあるように、月末日にするなどが可能か。	指定医の診察から継続入院の決定が概ね1か月以内で行われるように決定してください。

## 2 自治体の相談支援について

NO	質問	回答
1	本市では、令和6年度に精神保健福祉相談員養成講習を受講するよう予定していますが、広島県または広島市で令和6年度の精神保健福祉相談員養成講習は実施予定でしょうか。	令和6年度、県においては、各市町の精神保健福祉相談員養成講習の希望を調査したうえで、令和7年度以降の実施を検討する予定です。広島市の情報はありません。